

業務委託等契約（終了通知型）標準約款

（総則）

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号に掲げる措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は、委託料の100分の以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第15条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる措置を講じたときは、当該措置は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の委託料の100分の に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（再委託等の制限）

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（委託費明細書の提出）

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に委託費明細書を発注者に提出しなければならない。ただし、委託費明細書は発注者及び受注者を拘束するものではない。

弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

弘前市契約規則第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

(業務責任者)

第6条 受注者は、委託業務を指導監督する業務責任者を選定し、その氏名を書面により発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、業務責任者の指導監督が不相当であるために委託業務の実施に支障があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、その変更を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施について、随時その状況を調査し、又は受注者に対し報告を求め、その業務の改善、停止その他の措置を指示することができる。

(委託業務の内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 受注者は、委託業務の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者の委託業務の実施に当たり発注者の責めに帰する理由により受注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

3 委託業務の実施に当たり発注者と受注者のいずれの責めにも帰さない理由により生じた損害を賠償するときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(委託業務の検査)

第11条 受注者は、その月に係る委託業務が終了したときは、遅滞なく、発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けたときは、発注者はその日から起算して10日以内に当該委託業務の実施状況について検査し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果不合格となり、当該委託業務の実施につ

いて補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をし、再検査を受けなければならない。この場合において、当該補正に要する費用は、受注者の負担とする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、合格の通知を受けたときは、当該通知を受けた部分の委託料相当額の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(発注者の解除権等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託期間内において委託業務を完了する見込みが明らかでないとき。

(2) 委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 受注者の委託業務の実施が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないとき。

(4) 受任者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託業務を実施するために必要な資格免状の喪失等により無資格者となったとき。

(2) 第17条第1項又は第2項に規定する理由によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、委託業務が完了しない間は、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託料の100分の に相当する額を違約金として、受注者から徴収する。

(1) 第13条の規定により業務の完了前にこの契約を解除したとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 第1項の場合（第13条第2項第3号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5 第1項に定める場合（第2項の規定により第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（発注者の損害賠償）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第13条の規定により、業務完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除されたとき。

弘前市契約規則第3条第2号イの規定に留意し、違約金に係る割合を定めて記入する。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(5) 前条第1項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたとき。

(受注者の解除権等)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による中止の期間が委託期間の3分の2以上に達したとき。

3 前2項の規定に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、受注者が既に実施した部分であってその実施の状況が第11条第2項又は第3項の規定による検査の結果が合格であるものについては、当該部分の委託料を支払わなければならない。

2 この契約が業務の完了後に解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(受注者の損害賠償)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約保証金の還付)

第20条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき又は第13条第2項第3号、第14条第1項若しくは第17条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(遅延利息の徴収等)

第21条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日の翌日から支払の日まで契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき財務大臣が決定する年率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)の割合(うるう年の日を含む期間についても365日当たりの年率とする。)で計算して得た金額を、遅延利息として徴収する。

2 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく委託料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、その支払

わない額に当該期間を経過した日の翌日から支払の日まで契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率の割合（うるう年の日を含む期間についても365日当たりの年率とする。）で計算して得た金額を、遅延利息として請求することができる。

- 3 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に第1項の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料の額とを相殺し、なお不足がある場合は、別に徴収する。
- 4 発注者は、この契約に基づく違約金及び損害賠償金並びに第1項の遅延利息に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対し業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 発注者は、受注者が前項の規定に違反して、質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、若しくは報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

（関係法令の遵守）

第22条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

（服務及び規律）

第23条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の服務及び規律の維持に関して一切の責任を負わなければならない。

- 2 受注者は、従事者が、発注者の施設において委託業務実施上必要のない場所に立ち入り、又は許可なく器物等を移転し若しくは持ち出すことのないよう、十分監督指導しなければならない。
- 3 発注者は、従事者について、委託業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。
- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第25条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。